# 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等への対応

## ❖ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

住宅金融支援機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき 対応を行っています。

### 事務・事業の見直し

			住宅金融支援機構の対応状況	
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	(平成29年3月31日現在)
証券化 支援事業	ALMリスク対 応出資金の国 庫返納	平成23年度中 に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。
	金利変動準備 基金の国庫返 納	平成23年度中 に実施	金利変動準備基金 450 億円についても、フラット 35 の事業 量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。
住宅融資保険事業	廃止	平成24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ(平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ)が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等(フラット35に係るつなぎ融資・バッケージ融資等に対する付保)に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等(フラット35に係るつなぎ融資・バッケージ融資等に対する付保)に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に234億円を国庫納付済みである。
	高齢者向け住 宅に係る新た な仕組みの構 築		高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号)が施行されたことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険事業を実施している。なお、平成24年度から、従来の住宅融資保険事業は廃止し、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。
住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資 の廃止	平成23年度 から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。
	高齢者向け住 宅に係る新た な仕組みの構 築	平成23年度から実施	高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号)が施行されたことを受けて、同年11月7日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務を実施している。なお、平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省工ネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。
	まちづくり融資の廃止	平成24年度 から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に7億円を国庫納付済みである。
既往債権 管理業務	_	_		_
団体信用 生命保険 事業	_	_	_	-
住情報 提供事業	廃止	平成23年度 から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる(当該事業には、証券化支援 事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。)。	住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年3月末 に廃止し、当該情報サイトについては、平成23年7月26日 に廃止した。

#### 資産・運営等の見直し

			住宅金融支援機構の対応状況	
講ずべき措置		実施時期	具体的内容	(平成29年3月31日現在)
不要資産の 国庫返納	ALMリスク対 応出資金	平成23年度中 に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。
	金利変動準備 基金	平成23年度中 に実施	金利変動準備基金 450 億円についても、フラット35の事業 量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。
	証券化支援事業に係る政府 出資金2,000 億円		平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(2.000億円)について、確実に返納する。	平成23年3月14日に国庫納付済みである。
	まちづくり融 資に係る政府 出資金300億 円	平成22年度中	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(300億円)について、確実に返納する。	平成23年3月14日に国庫納付済みである。
事務所等の 見直し	見直し計画を 早期に策定	平成22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全 資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上 で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を 検討する。	保有事務所等の見直しについては、第二期中期計画において、全国を11ブロックに分けている支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとしたところであり、見直し計画については策定済みである。南九州支店は平成28年1月に九州支店と統合し、北関東支店も平成28年5月に首都圏支店と統合した。統合により不要となった事務所については、平成29年3月末までに売却手続を完了した。また、職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)に基づき、12月に策定された。この実施計画においては、第二期中期計画において処分することとした保有宿舎3宿舎に加え、保有宿舎15宿舎(91戸)及び借上宿舎13戸が廃止することとされた。
職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動場の処分	平成22年度から実施	職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。	職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき処分することとしていた12宿舎について平成24年2月末までに売却し、これによって同計画に基づく宿舎の処分は完了した。第二期中期計画において処分することとした保有宿舎3宿舎は平成26年5月末までに売却済みである。また、「独立行政法人の職員宿舎見直し実施計画」(平成24年12月24日行政改革担当大臣決定)において処分することとされた保有宿舎15宿舎のうち、藤井寺宿舎は平成26年3月、代田宿舎及び西新第2宿舎は平成28年1月、神田宿舎は平成28年3月にそれぞれ売却した。残る11宿舎についても廃止し、熊本地震被災者の一時的住居として熊本県に使用許可を与えている水前寺第1宿舎及び帯山宿舎(ともに熊本市)を除く9宿舎について、平成29年3月末までに売却手続を完了した。なお、公庫総合運動場は平成25年4月に売却済みである。
人件費の 見直し	ラスパイレス 指数の低減	平成22年度 から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を 引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑 制を更に図る。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12 月24日閣議決定)において再整理されている。

### ❖ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)のうち、個別に措置を講ずべきとされた事項は次のとおりとなっています。

- (1) 証券化支援業務について、本法人の MBS に対する市場の信認を維持するためには、経営の健全性を維持することが重要であることから、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を本法人に設置し、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上で、本法人の事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。
- (2) 民間金融機関の住宅ローンが変動金利型中心である現状に鑑み、当面は、本法人の MBS の発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで民間による MBS の発行の活性化及び流動性の向上を促し、我が国の証券化市場を育成する。また、MBS 発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。
- (3) 平成28年度末までに北関東支店、南九州支店を他支店と統合する。